

【町民コメント募集】

「第3期 美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対する
ご意見を募集します

令和7年1月 美瑛町まちづくり推進課

当町では令和2年度から5か年の具体的な戦略を示す「第2期美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今日まで住み良いまちづくりを推進して参りました。現行の計画が令和7年3月31日で満了することから、令和7年度からの戦略となる第3期の素案を作成しましたので、ご意見をお寄せいただきたく、「町民コメント」を次のとおり実施します。

《ご意見募集要項》

▽ 意見募集期間

令和7年1月17日（金） ～ 令和7年2月16日（日） ※期間内必着

▽ 基本構想の閲覧方法

役場（1階町民コーナー）・町民センター・図書館・ビエールに備えてある「案」をご確認いただくか、役場ホームページからダウンロードしてご覧いただけます。

▽ 意見の提出方法

（1）郵送の場合

「意見用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送願います。（※ 郵送費用は提出者のご負担となります。）

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場まちづくり推進課 宛

（2）FAXの場合

「意見用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送願います。

美瑛町役場まちづくり推進課 宛 0166-92-4414

（3）メールの場合

タイトルを「総合戦略への意見」とし、「意見記入用紙」に必要事項を入力し、下記アドレスに送信願います。

送信アドレス machi@town.biei.hokkaido.jp

（4）回答フォームでの入力

右記QRコードを読み取り、入力願います。



(5) ご意見箱への投函

役場1階町民コーナー、町民センター、図書館、ビエールに設置の「ご意見箱」に投函してください。

▽ 意見提出ができる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に存する事務所または事業所に勤務する方、町内に存する学校に在学する方

▽ 留意事項

- (1) ご意見の提出にあたりましては、氏名・年齢・住所・区分は任意でご記入ください。
- (2) 個人情報は美瑛町個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取扱います。
また、ご意見の概要を公表する際は、住所・氏名は公表せず、年代及び性別のみを記載します。
- (3) ご意見の概要を公表する際は類似意見の集約や、ご意見を分割したりする場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 直接の来庁と電話によるご意見の受け付けや、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。